

改正 令和2年8月13日 原規総発第2007313号 原子力規制委員会決定

令和2年8月13日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1311275号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則の施行の日（令和2年8月13日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【原子力事業者等の規制】				【原子力事業者等の規制】			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第61条の2第1項	放射能濃度についての確認	基準は、 <u>工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであること</u> の確認等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第16号。以下「放射能濃度確認規則」という。）第4条に規定されている。 (※3)	※6	第61条の2第1項	放射能濃度についての確認（ <u>加工施設（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。）</u> 、 <u>実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。</u> ）	基準は、 <u>製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度</u> についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号。以下「製錬等放射能濃度確認規則」という。）第4条に規定されている。 (※3)	※6
	(削る)	(削る)	(削る)		放射能濃度について	基準は、試験炉等放射	※6

					<u>ての確認（試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号。以下「試験炉等放射能濃度確認規則」という。）第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者（旧使用者等を含む。）に係るものに限る。）</u>	<u>能濃度確認規則第4条に規定されている。</u> <u>（※3）</u>	
第61条の2第2項	放射能濃度の測定及び評価の方法の <u>認可</u>	基準は、 <u>放射能濃度確認規則第6条</u> の規定によるものとし、以下の規定を基として個々の事案ごとに判断する。 ○放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃	※6	第61条の2第2項	放射能濃度の測定及び評価の方法の <u>認可（加工施設（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。）</u> 、 <u>実用発電用原子炉又は研究開発段階</u>	基準は、 <u>製錬等放射能濃度確認規則第6条</u> の規定によるものとし、以下の規定を基として個々の事案ごとに判断する。 ○放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放	※6

		度の測定及び評価の方法に係る審査基準 (原規規発第1909112号(令和元年9月11日原子力規制委員会決定))			<u>炉に係るものに限る。)</u>	放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準 (原規規発第1909112号(令和元年9月11日原子力規制委員会決定))	
	(削る)	(削る)	(削る)		<u>放射能濃度の測定及び評価の方法の認可(試験炉等放射能濃度確認規則第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者(旧使用者等を含む。))に係るものに限る。)</u>	<u>基準は、試験炉等放射能濃度確認規則第6条の規定によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。</u> ○ <u>放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準</u>	※6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)